

平成30年度 周南市市民参画推進審議会 答申書

平成30年11月

周南市市民参画推進審議会

共に。
周南市

はじめに

平成19年4月に施行された周南市市民参画条例（以下「条例」という。）は、市民が市政に参画するために必要な基本的事項を定め、市民と市が情報を共有し、共に力を合わせて協働のまちづくりを進めていくための基本ルールとして位置づけられています。

本審議会は、条例施行時から毎年度、市の市民参画実施状況の報告に対して、市民参画の適正な運用及び市民参画を推進する上で必要な事項等について、継続した審議を行い、評価をすることによって市民参画の推進に努めてきました。

このたび、市における市政への市民参画の実効性をさらに高め、推進していくため、市長からの諮問事項に対し、周南市市民参画推進審議会において、平成29年度市民参画実施状況に基づき、様々な視点から市が行う市民参画の手続きについて評価・検討を行いました。

平成30年度 諮問事項

- (1) 条例第15条第2項第2号に規定する市民参画の実施状況の評価に関する事項

平成 29 年度 市民参画の実施状況の評価に関する事項について（答申）

周南市市民参画推進審議会において、市長からの諮問事項に対して、次の 3 つの視点により市が行う市民参画の手続きについて評価・検討を行いました。

- (1) 市の機関は条例に基づき、市民参画を実施したか
- (2) 市民参画の実施方法は適切であったか
- (3) 市民参画の公表の方法は適切であったか

その結果、市は条例に基づき正しく市民参画の手続きを行っているものと認めます。

また、市政への市民参画の実効性をさらに高め、推進するにあたり、以下の通り評価意見を取りまとめました。

平成 29 年度 周南市市民参画実施状況に関する評価意見

◆市民参画の取組み全体を通して

市の機関においては、条例第 6 条第 1 項第 1 号から第 5 号並びに条例第 6 条第 3 項及び条例第 14 条の規定に基づき、適切に市民参画に取り組んでいると評価できます。

また、毎年度、市の各機関の市民参画実施責任者を対象とした研修会の実施や、市民参画実施ガイドラインの策定により市民参画推進に向けた体制が整えられており、条例において市民参画の実施が規定されていない施策についても積極的に市民参画の対象としていることは評価できます。

一方で、条例で規定されていない施策を市民参画の対象とするか否かについては、各機関の判断に委ねられていることから、その判断の妥当性について検証が必要であるとの指摘があります。

◆市民参画の実施方法について

市の機関においては、条例第 7 条及び条例第 8 条に基づき、適切な方法により市民参画を実施したと評価できます。

特に、その他の方法を多く用いることで、様々な方法により市民参画を推進しようとする姿勢は高く評価できます。

一方で参加者や意見提出が少ない、全くないという事例も見られることから、市の機関は適用した方法や周知の方法が適切であったか検証を行い、必要に応じて積極的に他の参画方法へ変更する必要があります。

市民説明会を実施する際は、市民が参加しやすい日時、会場を設定する。アンケートを実施する際は、アンケートの作成段階から市民参画の対象とする。市民説明会や、アンケートの実施に加え、同時にヒアリングを実施することで確実に市民の意見を聴取する。複数の市民参画の方法を取り入れる。などの工夫が必要であると考えます。

◆ 市民参画の公表の方法について

市民参画の公表の方法については、条例第10条に定められており、2つ以上の方法で行うことと規定されています。

市の機関は、条例に基づき、適切な方法により公表を行っているとは評価できますが、参加者や意見提出が少ない要因として、市民が興味を持ちやすい情報発信が行われていないことが考えられます。

また、他の市町から周南市へ通勤・通学している人には市広報やケーブルテレビなどを通じた情報は届きにくいことから、事業所や学校などへの情報発信や、アプリやメールなどで直接通知が届くシステムを構築するなど、新たな情報発信の方法について検討が必要であると考えます。

◆ その他意見

(1) 各機関の市民参画実施後の自己評価について

今年度より取り入れられた、市民参画を実施した機関が自己評価を行う取組みは高く評価できます。

一方で、自己評価の基準が設けられていないことから、各機関の評価に対する認識に違いがあるように感じます。

また、自己評価が低かったものについては、改善に向けた指導・助言などのフォローを行うことで、更なる市民参画の推進につながるものと考えます。

(2) わかりやすい情報発信に向けて

市ホームページに市民参画の情報を集約したページを掲載するなど、市民にとってわかりやすく、情報を収集しやすい情報発信の方法を検討してください。

(3) 更なる市民参画の推進に向けて

更なる市民参画の推進に向けて、「参画する側の市民の意識・関心」を更に高めていくことが必要です。

そのためには、市民参画推進審議会委員が率先して、積極的に市民参画をしていくべきであると考えます。

おわりに

日本全体が人口減少・高齢化時代を迎えた中で、持続可能で暮らしやすい地域づくりを推進するためには、市民と行政との協働による取組みを一層拡大する必要があります。

幸いにも、周南市においては早い段階から、市政に市民が参画できる環境が制度化されています。この制度を有効に活用し、市民が積極的な参画意識を持ち、多くの市民が市政に参加・参画することにより、市民と共に地域の価値を創出する「共創の地域づくり」の実現が図られます。

市は、平成19年4月の条例施行以降、毎年、市の機関が取り組む市民参画の実施状況を取りまとめ、その評価結果とともに公表しています。

本審議会では、市の市民参画実施状況の評価にあたって、数値の増減に着目するだけでなく、市民参画推進の取り組み姿勢や方法なども含めて、様々な視点から評価を行いました。

平成29年度の市民参画実施状況を見ますと、これまでの本審議会からの提言事項を反映しながら、広く市民の意識を把握するとともに、より多くの意見を施策に反映しようとする市の姿勢がうかがえます。

一方で、実際に参加・参画した市民の数を見ると、飛躍的に増えているとは言えません。このことは、年度ごとに変化する施策の内容にもよりますが、市民へのPRが不足していることに要因があると考えられます。

市の実施機関は、市民参画の実施に当たり、市民参画の方法の長所、短所を把握した上で、それぞれの特性が活かされるよう配慮しながら、市民にとってわかりやすい周知方法を検討することが必要です。

このほか、市民参画の推進に向けた、各機関の市民参画実施責任者に対する研修会の実施や、市職員を対象とした『ファシリテーター養成講座』を継続して開催していることは評価できます。

また、地域に根ざした次世代の地域づくりの担い手の育成に向けた、大学等との連携による取組みも高く評価できます。

今後も引き続き、審議会からの意見・提言を基に、市政に関心をもつ市民を増やし、市民と行政の共働により、この条例の目指す姿の実現に向けて、市民参画の適正な運用及び市民参画推進をしていくことを期待します。

平成30年11月26日

周南市市民参画推進審議会
会長 酒井 徹也